

新ガリ版ネットワーク規約

(名称)

第1条 この団体の名称を、新ガリ版ネットワーク（以下「本会」と呼ぶ。）とする。

(目的)

第2条 本会は、明治27年(1894)に堀井新治郎父子によって発明・発売された簡易印刷器「謄写版(通称ガリ版)」に関する器材、史資料、情報を収集、発信するなどを目的とする。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 本会の活動は、基本的にガリ版ネットワーク（1994～2007年 主宰 志村章子）の活動を引き継ぐものとする。
- (2) 不要となったガリ版器材等を収集し、必要とする人々に頒布・提供する。
- (3) 散逸、消失されつつある器材、印刷物、孔版美術品などの史資料を収集する。
- (4) ガリ版関連情報の収集と提供を行う。
- (5) ガリ版関連の資料館、美術館、技術者、美術家などとの交流と協力、支援する。
- (6) ガリ版に関する相談を行う。
- (7) 孔版作品などガリ版関連グッズの販売と器材等の貸出も行う。
- (8) その他ガリ版に関連するすべての活動

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する個人および、団体等（企業、団体、サークル、大学ほか）で活動に対する人的・財政的支援をいただく会員及び賛助会員により構成する。

2. 会員は、会費として個人は2年1口3,000円、団体等は1口5,000円を本会に納入することとする。但し、口数に制限はないものとする。
3. 会員には、会報と、本会が販売するガリ版器材やガリ版関連商品等を会員(割引)価格で頒布する。
4. 賛助会員は、賛助金として1口3,000円、団体等は1口5,000円を本会に納入することとする。但し、口数、回数に制限はないものとする。
5. 賛助会員には謄写版画、孔版画作品等を賛助会員(割引)価格で頒布する。

(役員)

第5条 本会の活動を推進するため次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名

第6条 会長は、本会を代表し会務を主掌する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職

務を代行する。

3 事務局長は、本会の広報、庶務会計を担当する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合は、役員会においてこれを選任する。

3. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(支部)

第8条 必要に応じて地域単位で支部を設置することができ、また廃止することができる。

2 支部には支部長を置き、地域の広報その他を担当する。

(顧問)

第9条 本会に役員承認を得て顧問を置くことができる。

2 顧問は本会の事業に関して意見を述べることができる。

(事務所)

第10条

事務所は、東近江市ガリ版伝承館内（滋賀県東近江市蒲生岡本町663）に置く。

(会計)

第11条 本会の会計期間は、1期2年とする。

2 本会に要する経費は、会費、賛助会費、寄付金、助成金、謄写版(ガリ版)関連商品の売上金およびその他の収入をもってあてる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会承認を得て、会長が別に定める。

付則

この規約は、平成20年9月30日から施行する。

この規約は、平成26年12月15日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年1月15日から施行する。